

8-1 愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金交付要綱

(通 則)

第1条 愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金（以下「補助金」という。）は、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍する幼児の就園に係る父母負担の軽減を図るため、愛知県内に幼稚園等を設置する者（以下「設置者」という。）の行う授業料等軽減事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、設置者に交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第2条 前条に規定する事業は、設置者が、愛知県内に設置する幼稚園等に在籍する幼児の保護者のうち、経済的に困難な者に対して行う授業料及び入園時に納付される納付金（以下「授業料等」という。）を軽減する事業とする。

(対象幼児の要件)

第3条 授業料等軽減の対象となる幼児（以下「対象幼児」という。）は、補助を受けようとする年度（以下「当年度」という。）において、次に該当する幼児とする。

- (1) 満18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児（ただし、幼保連携型認定こども園に在籍する幼児は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に規定する幼児に限る。）で、対象幼児及びその保護者が愛知県内に居住し、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯の者であること。ただし、対象幼児の保護者が、名古屋市に納税義務を有する場合にあつては、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額を285,300円以下とし、名古屋市以外の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市に納税義務を有する場合にあつては、当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額を281,600円以下とする。
- (2) 当年度に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された愛知県内の市町村又は当該市町村の周辺の愛知県内の市町村に災害発生時に居住し、床上浸水以上の被害を受け、かつ被害発生時に愛知県内の幼稚園等に在園した幼児であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とし、各対象幼児について次のうちもっとも低い額によるものとする。ただし、補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 対象幼児の区分に応じ、別表に定める額
- (2) 当年度に対象幼児が納入すべき授業料等の総額から子育てのための施設等利用給付の額を差し引いた額

(市町村が子育てのための施設等利用給付以外に授業料等を軽減する補助金を交付する場合は、その軽減額を除く。)

2 前条第1項第2号に該当する幼児の補助金の額は、前項による補助金の額に係わらず、家屋の全壊、流失、床上浸水（一週間以上）の場合又は半壊、一部流失、床上浸水（一週間未満）の場合で別に定める額とする。

(対象幼児の要件等の確認)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、第3条第1項第1号に規定する対象幼児については、住

民票等により確認しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号に該当する幼児については、当年度に被害を受けた事を証明する書類（り災証明）により確認しなければならない。

（申請手続）

第6条 規則第3条に規定する申請書及び添付書類は、次の各号に定めるものとし、その提出部数は、各1部とする。ただし、第4号、第5号及び第6号に掲げる書類については、既に知事に提出されている場合はこれを省略することができる。

- (1) 愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 授業料等軽減補助事業計画書（様式第2号）
- (3) 授業料等軽減実施要領
- (4) 当年度及び前年度の収支予算書
- (5) 前年度の収支計算書
- (6) 前年度末の貸借対照表及びそれに附属する明細表
- (7) その他補助金交付に関し、知事が必要と認めた書類

- 2 前項の規定による申請書の提出期日は、別に定める。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の実施期間）

第8条 補助金の交付の決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施期間は、当年度中（4月1日から翌年3月31日まで）とする。

（計画変更の承認）

第9条 補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）に関係書類（様式第4号）を添えて知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合における次の各号に定める変更については、この限りでない。

- (1) 補助目的達成のための弾力的運用を伴う事業内容の変更
- (2) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を得なければならない。

（補助事業の実施方法）

第11条 補助事業者は、補助事業計画に基づき、対象幼児に対し、補助額に達するまで納付すべき授業料等を軽減しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、既に納入されている授業料等の還付によることができる。

- 2 補助事業者は、対象幼児に対し授業料等を軽減したときは、保護者からこれを証する書類を徴するものとする。

（事業遅延の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告書及び添付書類は、次の各号に掲げるものとし、提出部数は各2部とする。

- (1) 愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金実績報告書(様式第5号)
- (2) 授業料等軽減補助事業実績書(様式第6号)
- (3) 補助事業に係る収支計算書(様式第7号)

2 前項の定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)した日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することがある。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、規則第16条に規定するもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことがある。

- (1) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき

(秘密の保持)

第16条 補助事業者は、補助事業を実施するに当たり、対象幼児及び保護者について知り得た事実をみだりに他に漏らしてはならない。

(実施細則)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月11日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表

対象幼児の区分		対象幼児一人当たりの額
満3歳 第三子 無料化	第3条第1項第1号に規定する対象幼児	年額 授業料等相当額

愛知県私立幼稚園授業料等軽減補助金実施細則

1 授業料等軽減の事業実施について

(1) 次のいずれかの方法により速やかに軽減事業を実施すること。

ア 授業料等を補助金相当額まで減額する。(軽減方式)

イ 補助金相当額を還付する。(還付方式)

(2) 軽減事業を完了したときは、対象者全員から軽減証書を徴すること。

(3) 授業料等を口座振込の方法により還付するときは、振込人(依頼人)は次の例のような表記によるものとする。

例 愛知県補助金〇〇学園理事長

愛知県補助金〇〇学園園長

愛知県補助金〇〇園長

2 入園時に納付される納付金について

入園時に納付される納付金とは、入園時に幼稚園等が徴収する入園料及び施設設備費等(園則に基づき徴収するものに限る。)であり、補助活動事業に係る収入及び毎月徴収する施設設備費等は含まない。

3 対象幼児の取扱いについて

(1) 交付要綱第3条第1項第1号(別表区分の満3歳第三子無料化)に規定する対象幼児

対象となる幼児は、満18歳未満の子が3人以上いる世帯の3人目以降の幼児のうち、当年度中に満3歳となった幼児であること。

(2) 交付要綱第3条第1項第2号に規定する対象幼児

対象となる幼児は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された愛知県内の市町村又は当該市町村の周辺の愛知県内の市町村に災害発生時に居住し、床上浸水以上の被害を受け、かつ被害発生時に愛知県内の幼稚園等に在園した幼児であり、交付要綱第3条第1項に規定する園児かどうかは問わない。申請に当たっては、当該災害により被害を受けたことを証明する書類(り災証明書)の写しを添付すること。申請は原則として被害発生時に在園している園で申請すること。それ以外の幼稚園等で申請する場合は、当該園児が被害発生時に在園している幼稚園等の設置者から在園証明書の書類を取りそろえておくこと。

4 交付要綱第4条で規定する軽減可能額について

交付要綱第4条第1項第2号の「軽減額」には、第3条第1項第2号で受けた補助額を含まないものとする。